

令和3年度

藤岡市奨学金のご案内

— 新規申請から返済完了まで —

《借用には自覚と責任を持って》

この奨学金は、みなさんが意欲を持って学ぶことを支援する貸付金です。奨学金の趣旨を理解し真剣に勉学に取り組んでください。

卒業後は、奨学生が必ず全額返済しなければなりません。家庭の経済状況やご自身の人生・生活設計に基づき申込みをしてください。

藤岡市教育委員会 教育総務課

令和3年1月

《 フロー 》

《 目 次 》

項 目	奨学金を借りるための説明	ページ
① 案内・申請書の配布	藤岡市奨学金の基本的事項 目的・対象者・貸与条件・貸与額 貸与期間・利息など	3
② 申請書の提出 2月1日から2月末日まで	申請書類・申請期間・留意点・・・ 申請書類の記入例・・・	4 11~13
③ 藤岡市奨学資金 運営委員会で審査		
④ 貸与決定通知の送付 3月下旬（予定）		
⑤ 奨学金の貸与にかかる 書類の提出 貸与決定から4月15日まで	提出書類・提出期間・留意点・・・ 提出書類の記入例・・・	5 14~16
⑥ 奨学金の貸与開始 (期間) 定められた修業期間 (貸与額) 高校・高専・中等(後期)・ 専修学校(高等課程) 月額 20,000円以内 大学・専修学校(専門課程) 月額 40,000円以内	奨学金貸与中の申請・報告義務・・・ 申請・報告書類の記入例・・・	6 17~19

⑦ 奨学金の返済 → 奨学金の返済について・・・ 7～8



⑧ 返済完了通知の送付

【その他の事項】

その他の事項 → 年度途中に奨学金申請を行う場合・・・ 9

様式集 → 様式集の目次・・・ 10

★令和2年度からの変更点

① P.3 奨学金の対象者（条件など）

貸与条件のうち「保護者の前年の所得金額が700万円以内」について、災害など特別な事由により収入が著しく減少したと教育委員会に認められる場合は、所得金額に限らず申請可能になりました。

（藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則 第1条の2）

② P.9 年度途中の申請

年度途中の申請も、①と同様に収入が著しく減少したと教育委員会に認められる場合は、所得金額に限らず年度途中の申請が可能です。

★令和2年3月頃より流行し始めた、新型コロナウイルス感染症の拡大による家計の収入減などの影響も、「災害など特別な事由」に含まれます。

1 奨学金の目的 (藤岡市奨学資金貸与に関する条例第1条)

第1条 この条例は、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し、予算の範囲内において奨学金を貸与し、有為な人材を育成することを目的とする。

2 奨学金の対象者 (条件など)

以下の学校教育法に基づく学校等に在学、もしくはこれから入学しようとする者で、出身学校長または在学学校長が適当と認め、推薦した者

- ア、高等学校
 - イ、中等教育学校 (後期課程に限る)
 - ウ、高等専門学校
 - エ、大学
 - オ、専修学校 (修業年限が2年以上の高等課程又は専門課程に限る。)
- ※専修学校の一般課程や各種学校は対象になりません。

<貸与の条件>

- ① 市内に1年以上居住する世帯の子弟
 - ② 学力優秀、品行方正であって健康な人
 - ③ 経済的理由により、学資支出に困難な世帯の子弟
 - ④ 保護者の前年の所得合計金額が700万円以内
- ※特別な事由により収入が著しく減少したと教育委員会で認められる場合は、所得額に限らず申請が可能です。教育総務課へご相談下さい。

<連帯保証人の条件>

- ① 保護者 (1名) ※両親が二人で連帯保証人になることはできません。
 - ② 保護者以外 (1名)
市内に居住し、一定の職業を持ち、奨学生及びその保護者とは生計を別にする成年者。
(奨学金貸与決定時に60歳未満で、返済能力を有する者に限る。)
- ただし、市内に居住する保証人が得られないと、教育委員会が認めるときは、市外に居住する方とすることができます。

3 奨学金の貸与額

区 分	金 額 (月額)
高等学校、高等専門学校 中等教育学校 (後期課程) 専修学校 (高校過程)	20,000円以内
大学 ※大学院は対象外 専修学校 (専門課程)	40,000円以内

※毎月の貸与となります。
一括貸与はありません。

4 貸与期間

在学する学校の正規の修業期間内

5 返済期間

貸与期間の2倍に相当する期間。卒業後1年の猶予期間を置き、返済開始

(例) 大学で4年間借りた場合 → 大学卒業後、1年間の猶予期間を置き、8年間で返済
(R3.4月~R7.3月) (R8.4月から返済開始し、R16.3月で完済)

6 利息

無利子

ただし、正当な理由がなく返済を遅延したときは、延滞利子を付することがあります。

申請時に用意する書類

(藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第2条)

1 申請書類一覧

<記入して提出していただくもの>

- ① 奨学生推薦調書(様式第1号)
→ 11ページ参照
- ② 奨学資金貸与願(様式第2号)
→ 12ページ参照
- ③ 同意書(様式第3号)
→ 13ページ参照

※推薦調書は現在在学している(または卒業した)学校へ作成依頼してください。

<添付していただくもの>

- ④ 住民票謄本(世帯全員の本籍、続柄記載のもの) 1通
→ 市役所1階市民課、または鬼石総合支所鬼石振興課で交付を受けてください。
- ⑤ 保護者の所得が確認できる書類
 - ア 給与所得のみの場合 : 令和2年分源泉徴収票の写し
 - イ 給与以外の収入がある場合 : 税務署等の受付印のある令和2年分確定申告書の写し
[※ 申告手続きが間に合わない場合は令和元年分でも可
ただし、申告後には令和2年分写しを必ず提出すること]
 - ウ 両親が共働きである場合は、両親の所得が確認できる書類がそれぞれ必要です。

2 申請期間

令和3年2月1日(月)から令和3年2月26日(金)《必着》

注) 提出期日までに書類を提出されないと、申請を受け付けることができません。

奨学金は、卒業後に全額返済することになりますので、返済の負担等を十分検討したうえで、申請してください。

奨学金の貸与決定通知後に提出する書類

(藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第4条及び第5条、第6条、第7条)

1 提出書類一覧

<記入して提出していただくもの>

- ① 誓約書（様式第5号）
→ 14ページ参照
- ② 奨学資金借用証書（様式第6号） ※保証人及び連帯保証人は署名・実印の押印
→ 15ページ参照
- ③ 奨学金口座振込依頼書（様式第7号） ※奨学生本人名義の口座
→ 16ページ参照

<添付していただくもの>

借用証書は、印鑑登録証明書と同じ実印で押印して下さい。

- ④ 連帯保証人（保護者） ----- 印鑑登録証明書
- ⑤ 連帯保証人（保護者以外） ----- 印鑑登録証明書
- 市町村税等完納証明書
- 所得課税証明書（※）

※連帯保証人（保護者以外）は、前年度の市町村民税が均等割以上の賦課を受けている必要があります。非課税の場合は保証人にはなれません。

- ⑥ 在学証明書
入学後速やかに学校へ申請し交付を受けてください。

2 提出期間

決定を受けた日から令和3年4月16日（金）まで《必着》

3 本提出に係る留意点

- ① 奨学生としての貸与決定通知を受け取り済でも、上記1の①から⑥までの書類が提出されない限り、奨学金を貸与することはできません。
- ② 所得課税証明書及び市町村民税完納証明書については、前年分（令和2年分）について記載されたものが必要になります。

4 その他

貸与が始まる初年度の4・5月分は、5月にまとめて貸与します。

奨学金の貸与中に関する事項

(藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第6条及び第7条、第8条)

1 奨学金の貸与方法

- ① 貸与は毎月です。一括の貸与はありません。
- ② 貸与については、奨学生本人名義の口座へ振込みとなります。

2 奨学生の報告義務

- ① 貸与中、毎年提出していただくもの
貸与期間中、毎年4月1日以降発行の「在学証明書」を4月15日までに必ず提出（郵送可）してください。

注意！期日までに提出がないと、在学していることが確認できないため、奨学金の貸付を中断することになります。

貸与期間中に、以下に該当したときは、速やかに教育委員会へ届出を行ってください。

異 動 内 容	提 出 書 類
① 学校を退学、転学、休学又は復学したとき	・異動届 (様式第9号)
② 氏名・住所に変更があったとき(本人、連帯保証人)	
③ 教育委員会から必要事項の報告を求められたとき	
④ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき (保護者)	・連帯保証人変更願 (様式第8号) ・印鑑登録証明書 ・同意書
⑤ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき (保護者以外)	上記④の書類以外に ・前年度の所得証明書 ・市町村税完納証明書
⑥ 奨学生本人が死亡したとき	・異動届 (様式第9号) ・戸籍抄本
⑦ 上級学校への進学のため、奨学金の返済を延期したいとき	・奨学金返済延期願 (様式第10号) ・在学証明書

3 報告義務に係る留意点

- ① 貸与期間中に奨学生の世帯(奨学生とその世帯全員)が他市町村に転居した場合、貸与を中止します。
- ② 退学した場合、これまでに借り入れた奨学金は一括で全額返済となります。

奨学金の返済に関する事項

(藤岡市奨学資金貸与に関する条例第7条各項及び藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第8条)

(奨学金の返済)

第7条 奨学生は、卒業後1年間を経過した年の翌月から貸与の年数の2倍に相当する期間内に月賦又は年賦により返済しなければならない。ただし、全額又は一部を繰り上げて返済することを妨げない。

2 奨学金の貸与を停止又は廃止されたときは、一時に返済しなければならない。

3 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返済を延期することができる。

(1) 大学その他の上級の学校に在学するとき

(2) 災害その他やむを得ない理由により奨学金を返済することが困難と認められるとき。

4 奨学金には利子をつけない。ただし、正当な理由なく奨学金の返済を遅滞したときは、延滞利子を徴収することができる。

1 奨学金の返済手順

① 奨学金の貸与終了後、1年間の猶予期間を置き、その翌年からの返済となります。



② 返済が開始する年の前年12月頃に「奨学資金貸付金の返済について」及び「奨学資金借用金の返済計画について」を送付します。内容を確認していただくとともに、返済の支払方法を照会するものです。必ず、期日までに提出してください。



③ 上記書類と一緒に「藤岡市市税等口座振替依頼書」を送付します。口座振替を希望する金融機関へ直接提出してください。その際は、届出印をお持ちください。



④ 返済方法の決定後、4月から口座振替での返済が開始となります。

口座振替できる金融機

しののめ信用金庫、群馬銀行、東和銀行、ぐんまみらい信用組合、中央労働金庫、多野藤岡農業協同組合、ゆうちょ銀行の本店及び各支店です。

毎月の返還日※引き落とし日

(ア)月賦返還の場合：毎月月末に、口座から引き落としとなります。

(イ)半年賦・年賦の場合：希望された月の月末に、口座から引き落としとなります。

※月末が金融機関の休業日の場合には、翌営業日となります。

2 返還中の各種届出

返還期間中に、以下に該当したときは、速やかに教育委員会へ届出を行ってください。

異 動 内 容	提 出 書 類
① 氏名・住所に変更があったとき（本人、連帯保証人）	・異動届 （様式第9号）
② 教育委員会から必要事項の報告を求められたとき	
③ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき （保護者）	・連帯保証人変更願 （様式第8号） ・印鑑登録証明書 ・同意書
④ 連帯保証人を変更するときまたは死亡したとき （保護者以外）	上記③の書類以外に ・前年度の所得証明書 ・市町村税完納証明書
⑤ 奨学生本人が死亡したとき	・異動届 （様式第9号） ・戸籍抄本
⑥ 振替口座を変更したいとき	取扱い金融機関で手続き となります。（届出印が 必要）

3 督促について

- ① 口座振替で振替不能となった場合には、納付書を送付しますので、そちらで納付してください。
- ② 納期限までに納入がない場合には、文書及び電話で本人及び連帯保証人（保護者）へ連絡します。
- ③ 自宅へ訪問させていただく場合もあります。

4 納付が困難な状態になった場合

経済的困難、失業、病気、災害などで月々の返済が困難になった場合には、早めに教育総務課までご相談ください。

年度の途中で奨学金の貸与を受けようとする場合

(藤岡市奨学資金貸与に関する条例施行規則第2条第2項及び同規則第5条第2項)

災害や事故など、特別の事由により保護者の収入が著しく減少し、学費支出が困難である場合、年度の途中で申請が可能です。

★ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、収入が減少し学費捻出が困難になった方も、年度の途中で申請が可能です。

1 申請書類一覧

4ページを参照

新規申請時と同様の書類を提出していただきます。

それ以外に、下記に該当する書面についても提出していただきます。

年度の途中で奨学金の貸与を受ける事由を証する書面

- (例) ア 保護者（親権者）が解雇（賃下げ）されたことを証する書面
- イ 保護者（親権者）が倒産（収入減）したことを証する書面
- ウ 保護者（親権者）が死亡したことを証する書面
- エ 保護者（親権者）が離婚したことを証する書面など
- オ その他、年度の途中で、奨学金の貸与を受けようとする理由がわかる書面など

2 申請期間

毎月10日まで

3 本申請に係る留意点

- ① この申請を行うことができる要件は、年度途中に収入が大幅に減少するなど、やむを得ない事情がある場合などに限ります。
- ② 決定通知発送以後の手續につきましては、5ページに準じて行います。そのため決定以後、第1回目の奨学金の貸与まで数ヶ月かかることもあります。

奨学金は、卒業後、全額返済することになりますので、
返済の負担等を十分検討したうえで、申請してください。

★申込み・問い合わせ先

藤岡市教育委員会事務局 教育総務課

〒375-0024 藤岡市藤岡1485番地

TEL50-8211